

## 長崎市住宅リフォーム緊急支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、住宅の質の向上及び長寿命化の促進を図るとともに、本市内産業の活性化及び市民の生活支援に資するため、本市内に存する住宅の改修工事（以下「改修工事」という。）を行う者に対し、予算の範囲内において、長崎市住宅リフォーム緊急支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長崎市補助金等交付規則(昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 改修工事を行う住宅を所有している者であって、その住宅に居住しているもの又は第12条第1項に規定する完了実績報告書を提出する時点で改修した当該住宅に居住することが確実であると市長が認めるもの
- (2) 補助金の交付の申請をする時点で改修工事を行う住宅を所有する予定の者であって、第12条第1項に規定する完了実績報告書を提出する時点で改修した当該住宅を所有し、居住することが確実であると市長が認めるもの
- (3) 住宅の所有者（当該住宅が未登記の場合にあつては、家屋台帳に記載されている者）が死亡し、当該住宅が未相続の場合において、当該所有者の2親等以内の親族のうち、その住宅に居住している者又はその住宅に居住していない者であつて、第12条第1項に規定する完了実績報告書を提出する時点で改修した当該住宅に居住することが確実であると市長が認めるもの
- (4) 住宅の所有者が、市長が特に認める事情により当該住宅を転出した場合であつて、当該所有者と同居していた当該所有者の2親等以内の親族が引き続き当該住宅に居住するときは、当該親族のうち当該所有者からの改修工事の委任を受けた者

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、自己の居住の用に供し、又は供する予定の本市内に存する住宅（マンション等の集合住宅にあつては補助対象者が専有し、又は専有する予定の部分、店舗、事務所、賃貸住宅等との併用住宅にあつては補助対象者の居住の用に供し、又は供する予定の部分に限る。）とする。

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、既存住宅の改修工事及び当該工事と同時に施工する外構工事で、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 本市内に本社を有する法人又は本市内に住所を有する個人（以下「施工業者」という。）が施工するもの
- (2) 次条に規定する補助対象経費（外構工事が含まれる場合にあつては、既存住宅の改修工事費に係る補助対象経費及び外構工事費に係る補助対象経費（当該住宅の改修工事費に係る補助対象経費を超えない範囲の額とする。）の合計額とする。）が20万円以上であるもの
- (3) 平成29年2月28日までに改修工事が完了し、かつ、工事代金の支払がなされるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、補助対象工事としない。

- (1) 補助金の交付決定の前に着手した工事
- (2) 新築、増築又は改築工事
- (3) 下水道接続工事
- (4) 外構工事（既存住宅の改修工事と同時に施工する外構工事を除く。）
- (5) 電話、インターネット等の配線工事
- (6) 公共工事の施行に伴う補償工事
- (7) 解体工事（補助対象工事に係る撤去等を除く。）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助の対象として不相当と認める工事

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（消費税等相当額を含まない額をいう。以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費は、補助対象経費には含まないものとする。

- (1) 備品に係る費用
- (2) 用途が明確でない費用
- (3) 補助金の交付の申請をする日以前に、この要綱に基づく補助又は本市他の制度に基づく補助等を受け改修等を行っている場合にあつては、当該改修等の部分と同一部分の工事に係る経費
- (4) 同一年度に本市若しくは国等の他の制度に基づく補助等を受け、又は受ける予定の場合には、当該補助等の対象経費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助の対象として不相当と認める経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の10パーセントに相当する額（その額が10万円を超えるときは、10万円）とし、その額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助回数)

第7条 補助金の交付は、同一年度内で、同一住宅及び同一人について1回限りとする。

(交付の申請)

第8条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書は、長崎市住宅リフォーム緊急支援補助金交付申請書（第1号様式）によるものとする。

- 2 規則第3条第1項に規定する市長が定める日は、平成28年12月28日とする。
- 3 規則第3条第1項第1号の事業計画書は、改修計画書（第2号様式）によるものとする。

4 規則第3条第1項第5号の市長が必要があると認める書類は、次に掲げるものとする。ただし、市長が特に認めるときは、その一部を省略させることができる。

- (1) 固定資産税納税通知書の写し、固定資産税家屋台帳の写し、建物登記事項証明書等の補助対象住宅の所有者が確認できるもの
- (2) 工事内訳明細を示した見積書
- (3) 住宅の全体及び改修工事の施工予定箇所の写真
- (4) 手続を代理人が行う場合は委任状（第3号様式）
- (5) 第2条第4号に該当する者にあつては、住宅改修工事に係る委任状（第3号様式の2）及び住民票の写し（改修工事を行う住宅の所有者の住所及び同所有者と補助対象者との続柄が分かるものに限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

5 規則第3条第2項の規定により、同条第1項第2号から第4号までの書類は、省略させるものとする。

（交付及び不交付の決定）

第9条 規則第6条第1項の補助金等交付決定通知書は、補助金交付決定通知書（第4号様式）によるものとする。

2 規則第6条第2項の通知は、補助金不交付決定通知書（第5号様式）によるものとする。

（交付の条件）

第9条の2 規則第5条第1項第4号の市長が必要と認める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 補助対象者は、補助金の交付の日より1年間は補助対象住宅に居住すること
- (2) その他市長が特に必要があると認める事項。

（計画変更の申請）

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するとき、速やかに補助金交付申請書内容変更申請書（第6号様式）を市長に提出し、

その承認を受けなければならない。ただし、改修内容等の変更が軽微で、補助金の交付決定額に変更がないときは、補助金交付申請書内容変更届出書（軽微な変更）（第6号様式の2）によるものとする。

- (1) 改修内容等を変更するとき。
- (2) 改修金額を変更するとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の申請を受け、承認した場合は補助金交付申請書内容変更承認通知書（第7号様式）により、承認しなかった場合は補助金交付申請書内容変更不承認通知書（第8号様式）により、申請者に対して通知するものとする。

（申請の取下げ）

第11条 規則第7条の申請の取下げは、補助金交付申請取下書（第9号様式）によるものとする。

2 規則第7条第1項に規定する別に定める期日は、平成29年3月10日とする。

（実績報告書）

第12条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、完了実績報告書（第10号様式）によるものとする。

2 規則第12条に規定する別に定める期日は、補助事業完了の日（第11号様式に記載された工事完了日又は領収書に記載された日のいずれか遅い日をいう。）から起算して30日を経過する日又は平成29年3月10日のいずれか早い日とする。

3 規則第12条第2号のその他市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 改修工事の写真（工事を行った箇所 completion 写真（工事完了後に目視で確認できない箇所については、施工中の写真を含む。））
- (2) 施工業者の工事完了証明書（第11号様式）
- (3) 工事代金領収書の写し
- (4) 工事内訳明細

- (5) 第2条第1号から第3号までに規定する補助対象者（申請の時点で当該住宅に居住している者を除く。）については住民票の写し
- (6) 第2条第2号に規定する補助対象者については建物登記事項証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第13条 規則第13条の補助金等の額の確定は、補助金確定通知書（第12号様式）によるものとする。

- 2 規則第16条第1項第3号の規定により交付決定の一部を取り消す場合は、規則第21条の規定により第9条第1項の通知を省略する。

（補助金の請求）

第14条 規則第15条第2項の請求書は、補助金交付請求書（第13号様式）によるものとする。

（財産の処分の制限）

第15条 規則第19条ただし書きに規定する市長が別に定める期間は、補助金の交付の日から1年間とする。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、平成30年5月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の長崎市住宅リフォーム緊急支援補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付される補助金について適用し、同日前に交付された補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。ただし、第12条第3項第4号の改正規定（「住民票又は登録原票記載事項証明書」を「住民票の写し」に改める部分に限る。）及び第10号様式の改正規定は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の長崎市住宅リフォーム緊急支援補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の整備をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の長崎市住宅リフォーム緊急支援補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の整備をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の長崎市住宅リフォーム緊急支援補助金交付要綱に定める様式による

用紙は、当分の間、所要の整備をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。ただし、第7条にただし書を加える改正規定及び第1号様式の改正規定（「工事見積書（内訳明細が付いたものに限る。）」を「工事内訳明細を示した見積書」に改める部分を除く。）は、平成25年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の長崎市住宅リフォーム緊急支援補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の整備をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の長崎市住宅リフォーム緊急支援補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の整備をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の長崎市住宅リフォーム緊急支援補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の整備をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。



(経過措置)

- 2 改正前の長崎市住宅リフォーム緊急支援補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の整備をして使用することができる。